

岸和田市屋内プール整備運営基本計画【概要版】

計画の概要（第1章）

（1）計画策定の目的、計画の位置づけ

岸和田市立社会体育施設再編基本方針の策定趣旨、基本構想の基本方針やコンセプト等と整合性を図り、屋内プールの整備計画地における施設整備や運営に関する基本計画等を定めるために策定。

岸和田市立社会体育施設再編基本方針(令和3(2021)年3月策定)

市民プール、学校プール (合計12か所) → 【一般利用者】中央公園プール 【学校水泳授業】民間事業者の屋内プール

【課題の再整理】

- ・将来にわたって安定的・継続的に学校水泳授業を実施することができる場の確保 (全ての学校水泳授業を市内や近隣市町の民間事業者の施設で実施することは困難)
- ・みんな泳げるプロジェクトの推進
- ・市民が安心・安全に水に親しむ機会の確保
- ・年間をとした市民の健康増進の機会の提供
- ・施設維持に係る更新費の捻出

屋内プール整備方針(令和6(2024)年2月策定)

市民プール、学校プール (合計12か所) → 中央公園プール → 【一般利用者】新たに整備する屋内プール 【学校水泳授業】新たに整備する屋内プール 民間事業者の屋内プール

(令和6(2024)年8月策定)

岸和田市屋内プール整備基本構想

屋内プール整備方針を踏まえ、基本方針・コンセプト、事業方式等を定める

岸和田市屋内プール整備運営基本計画

屋内プール整備基本構想を踏まえ、施設整備や運営に関する基本計画等を定める

屋内プール整備運営の基本的な考え方（第2章）

（1）整備の必要性

①市民プール等の現状と課題

- ほぼ全施設が築40年以上を経過し老朽化が進行
- 施設維持に係る費用の確保が困難
- スポーツ・レジャーの多様化、少子化、紫外線による健康面への影響等により、市民プール等の利用者数は年々減少
 - ・市民プール（9か所）、学校プール（3か所）：直近20年で約82%減少
 - ・中央公園プール：令和6（2024）年度はピーク時から約45%減少
- 酷暑での運動が体力的により困難となる高齢者の利用は少ない

②学校水泳授業の現状と課題

- 天候に左右されやすく、計画どおりの授業の実施が困難
- 紫外線や熱中症等の健康リスクの懸念
- 健康リスクの回避、児童・生徒の泳力向上等の効果が得られる民間委託を進めているが、受入キャパシティー等の理由で、十分な時間と回数を前提とした全ての水泳授業を委託することは困難

③スポーツに関する市民意識調査結果【平成28(2016)年度、令和4(2022)年度】

- 市内の既存公共スポーツ施設のほかに望む施設として、「屋内プール」がトップ

（2）基本方針・コンセプト

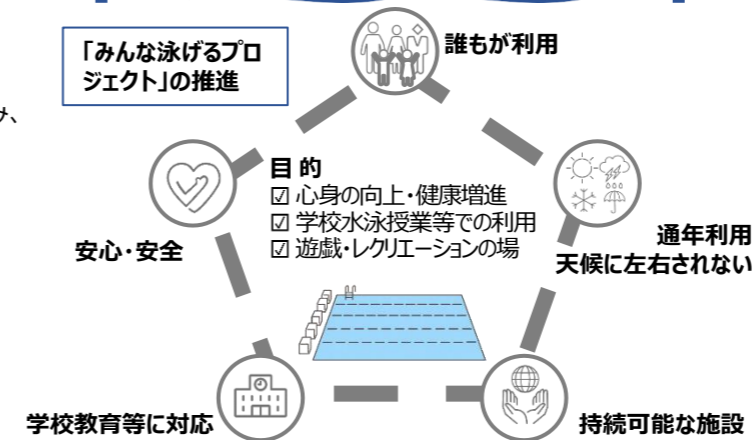
■基本方針

市民の心身の向上・健康増進の機会提供、学校水泳授業等の実施、市民の遊戯・レクリエーションの場の提供を目的として、年間を通じて安定的に、子どもから高齢者まで、誰もが安心・安全に水に親しみ、運動することができる、全天候型の屋内プールを整備する。

■コンセプト

- ①誰もが利用できる施設
- ②安心・安全に利用できる施設
- ③年間をとして利用できる施設
- ④学校教育等に対応できる施設
- ⑤持続可能な施設

年間を通じて安定的に誰もが安心・安全に水に親しみ運動することができる
全天候型屋内プール



- ①誰もが利用しやすい環境の整備
- ②市民が安心・安全に水に親しむ機会の確保
- ③年間をとした市民の健康増進の機会提供
- ④利用者数に応じた適切な施設数への転換施設維持に係る更新費確保

- ①民間委託実施校との格差是正
- ②みんな泳げるプロジェクトの推進
- ③紫外線や熱中症等の健康リスクの回避
- ④天候に左右されない安定的な授業の実施

市民意識調査で屋内プールのニーズを確認

（3）期待される波及効果

- ①中央公園の魅力や利用者の利便性の向上
- ②更なる交流人口の増加
- ③生活用水の貯水機能としての防災機能など中央公園の機能の向上

【岸和田市における中央公園の位置づけ】

- ・岸和田市立地適正化計画で都市機能誘導区域に設定
- ・岸和田市地域防災計画で広域避難場所指定

全天候型屋内プールの整備が必要

屋内プールの整備計画地と整備に伴う関係法令等（第3章）

（1）整備計画地

市民の一般利用や学校水泳授業等の実施を目的としている点を踏まえて立地条件を整理し、市有地である中央公園のフェイェルツァッペン跡地及び中央公園の駐車場の一部を整備計画地とした。

表1.整備計画地概要

名称	南部大阪都市計画公園「中央公園」(都市基幹公園・総合公園)
所在地	岸和田市西之内町及び小松里町地内
公園全体面積	約25.80ha(開園面積190,600㎡)
整備計画地面積	約7,000㎡

表2.インフラ整備状況

道路	北東 市道「西之内小松里線」幅員：約8.7m 南東 市道「区画整理中央21号線」幅員：約5.6m
上水道	北東 D I P 150mm (市道敷内) 南東 V W 100mm (市道敷内)
下水道	(汚水) 公共下水道管 V U 200mm (市道敷内) (雨水) 水路 900mm×900mm (道路側溝)
ガス	φ150mm (北東道路敷内)
電気	電柱より架空配線
通信	電柱より架空配線

表3.土地利用の制限

区域区分	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
その他地域地区	高度地区第3種、準防火地域
文化財包蔵地	栄の池遺跡内

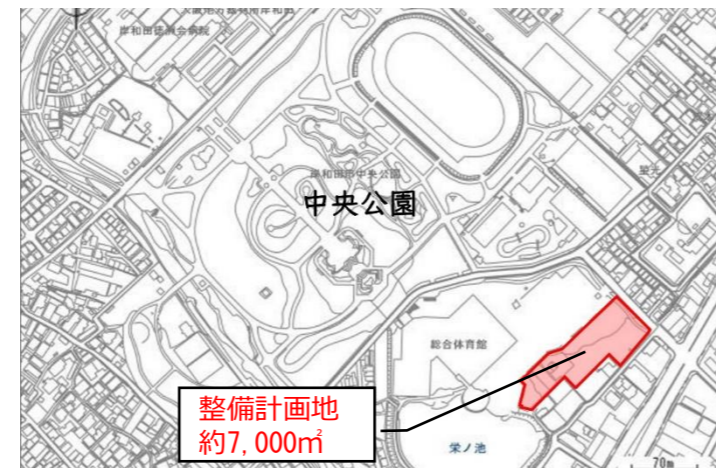


図.位置図

（2）整備に伴う関係法令等

①都市計画法

整備計画地の用途地域は第一種住居地域に指定。

②都市公園法

整備計画地は、中央公園の一角にあり、都市公園法が適用される。岸和田市都市公園条例に規定される公園施設の設置基準により、公園内の建築物の建築面積や運動施設の敷地面積に制限がある。

③建築基準法

第一種住居地域においては、屋内プール等の水泳場用途の施設の延べ床面積は3,000㎡以下とする制限が定められている。

④土壌汚染対策法

3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、土壌対策汚染法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定される手続きが必要。

⑤景観法

岸和田市景観計画に適合するよう景観に配慮した計画が必要。

⑥文化財保護法

整備計画地は栄の池遺跡内に位置しているため、文化財保護法に基づき、市教育委員会への通知が必要。

⑦ハザードマップ

整備計画地における各種ハザードマップを踏まえ、内水はん濫による浸水想定については設計段階での配慮が必要。

表4.ハザードマップ(地震以外)

ハザードマップの種類別	浸水想定の有無
1) 洪水・土砂災害ハザードマップ	無
2) 津波ハザードマップ	無
3) 高潮ハザードマップ	無
4) ため池ハザードマップ	無
5) 内水はん濫ハザードマップ	一部浸水想定有 (最大0.3~0.5m)

表5.ハザードマップ(地震)

地震の種類別	震度予測	液状化分布
1) 上町断層帯地震	震度6弱	小
2) 中央構造線断層帯地震	震度6弱	小
3) 南海トラフ巨大地震	震度6弱	小

岸和田市屋内プール整備運営基本計画【概要版】

屋内プール整備計画（第4章）

（1）規模・諸室構成等：屋内プールの建物面積(延床面積)は2,600㎡程度、屋外の自主事業エリアは1,000～1,500㎡の想定

一般利用ゾーン（市民の一般利用を想定）	
更衣室・トイレ・シャワー室（男女別）	・市民の一般利用（以下「一般利用者」という。）を想定。 ・想定利用者数に応じた数のロッカー、洗面・手洗い場、ドライヤー設置スペース、更衣室内トイレ、シャワー室等を設置。
多目的更衣室・トイレ・シャワー	・障害のある方や性的マイノリティの方の利用を想定。 ・介助者も一緒に着替えるスペースを確保。 ・バリアフリー対応の多目的シャワー室やトイレを併設。 ・車いすのままプールサイドに移動しやすいよう配慮。
一般用トイレ（男女別）	・施設の規模、想定利用者数に応じた個数を設置。
多目的トイレ	・バリアフリーに対応した多目的トイレを設置。 ・介助者や電動車いす対応のスペースを確保。
授乳室	・授乳スペース、設備を確保。

児童・生徒利用ゾーン（学校水泳授業等での利用を想定）	
更衣室・トイレ・シャワー室（男女別）	・学校水泳授業等で利用する更衣室等を設置。 ・一般利用者と児童・生徒の動線を分ける。 ・学校水泳授業等は最大120人の同時利用を想定。 ・利用する児童・生徒数に応じた数のロッカー、洗面・手洗い場、ドライヤー設置スペース(更衣室内に限定せず確保)、更衣室内トイレ、シャワー室を設置。
児童・生徒用トイレ（男女別）	・一般利用者と児童・生徒の動線を分ける。 ・想定利用者数に応じた個数を設置。

プールゾーン	
25mプール（8レーン）	・公益財団法人日本水泳連盟の公認は求めない。 ・水深は1.1m程度とし、必要に応じて水深調整台を利用 ・障がいのある方や高齢者が安全に入水できる環境を整える。（入水スロープの設置など）
幼児用プール	・幼児や小学生低学年が使用するプールとして設置。同時利用70名程度に必要な面積を確保。 ・水深は0.6～0.75m程度を基準とし、水深調整台の利用や水深の浅いエリアを設けるなど、安全な環境を整える。
プールサイド	・施設内の諸室利活用も併せて、児童・生徒最大120人が同時に準備運動できる面積を確保。 ・休憩スペース、タオル掛スペース等も含め十分な広さを確保。
採暖室	・冷えた体を温めるために設置。

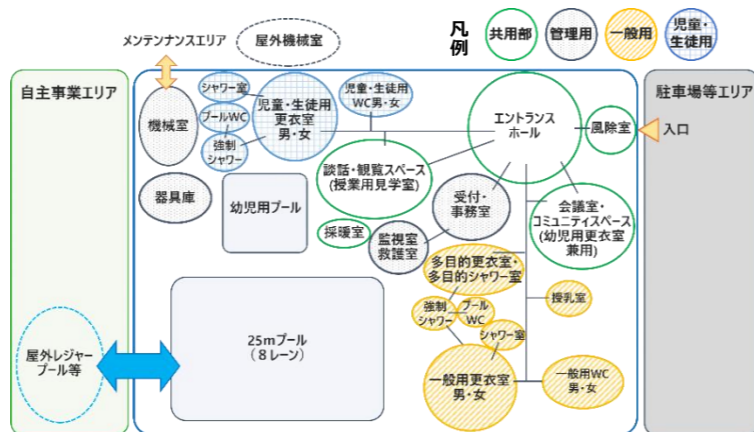
屋外機能ゾーン	
駐車場・駐輪場エリア	・学校水泳授業等の送迎バス待機場等を確保。 ・バリアフリー法に準じて整備。 ・計画地内の駐車場は、中央公園内の駐車場として取り扱い、他の公園駐車場と一体的に管理。
自主事業エリア	・夏期限定の屋外レジャープール（一例として、簡易的な遊戯プール、バルーンスライダー、その他親水エリア等を想定）の運営に必要な広さを確保（1,000～1,500㎡程度）。また、屋内プールと行き来することを想定し、エリア配置を定める。 ・屋内プールや公園の効果効用の向上等に資する事業を実施するエリアとして整備。
既存園路	・公園としての機能保持や市民の利便性等を考慮し、可能な限り残置する。

【その他の諸室】

共有ゾーン：風除室、エントランスホール、会議室・コミュニティスペース（幼児用更衣室兼用）、談話・観覧スペース、廊下
管理ゾーン：受付・事務室、監視室、救護室、器具庫、機械室
※監視室と救護室は事務室等と兼用することも想定。

（2）諸室・機能の配置・関係性

施設等の諸室や機能の構成・配置の関係性を次のとおり整理。



（3）土地利用・ゾーニング

	A案	B案	C案
概要	・公道に面する北東側に駐車場等エリアを配置し、中央公園内の駐車場との一体的な利用を図る。 ・中央に屋内プールを配置し、住宅地や道路からの距離を確保。 ・敷地形状から屋内プールの配置が困難である南西側に屋外自主事業エリアを配置し、住宅地や道路からの距離を確保。	・公道に面する北東側の既存園路に隣接するエリアに屋外自主事業エリアを配置。 ・中央に屋内プールを配置し、住宅地や道路からの距離を確保。 ・敷地形状から屋内プールの配置が困難である南西側に駐車場等エリアを配置し、中央公園内の駐車場との一体的な利用を図る。	・公道に面する北東側に屋内プールを配置。 ・中央に屋外自主事業エリアを配置し、住宅地や道路からの距離を確保。 ・敷地形状から屋内プールの配置が困難である南西側に駐車場等エリアを配置し、中央公園内の駐車場との一体的な利用を図る。
イメージ図			

屋内プール運営計画（第5章）

（1）年間運営計画

屋内プールは通年運営。夏期限定の屋外レジャープールは、小中学生の夏休み期間を中心に1ヶ月～1ヶ月半程度運営し、同期間中は市内の子ども等が屋内プールにアクセスできるよう必要な対策を検討。

（2）利用者等の想定

- 市民等の利用
 - 子どもから高齢者まで幅広い利用を想定
- 学校水泳授業での利用
 - 令和6年(2024)度時点で民間委託していない小中学校を受入
小学校：全学年対象（4,420人）
中学校：1、2年生対象（1,611人）
 - 指導内容に着衣水泳も含む
 - 3コマ/日（午前2、午後1）の水泳授業の実施が可能と想定
 - 水泳授業の実施中も市民が利用できない時間を発生させない。（市民利用として、最も少ない時間帯でも2～3レーンを確保）

（3）開館日時・料金

- 開館時間は朝～夜まで、定休日は週1回程度とし、その他年末年始や設備点検日等の臨時定休日を想定。
- 施設の使用料は、岸和田市受益者負担基本方針に基づき設定。料金は使用料の範囲内で事業者から提案を求め設定。

表6.屋内プールにおける学校水泳授業の実施対象校及び児童・生徒数

小学校	計（全学年）		中学校	計（1・2年）	
	クラス	人数		クラス	人数
中央小	6	124	光陽中	8	253
浜小	6	150	野村中	4	149
朝陽小	16	454	桜台中	12	479
旭小	16	474	土生中	8	293
太田小	14	463	久米田中	12	437
大宮小	18	532	計	44	1,611
八木北小	15	459			
八木南小	12	439			
光明小	20	632			
常盤小	22	693			
計	145	4,420			

※クラス数、人数は令和7年(2025)5月1日時点の人数

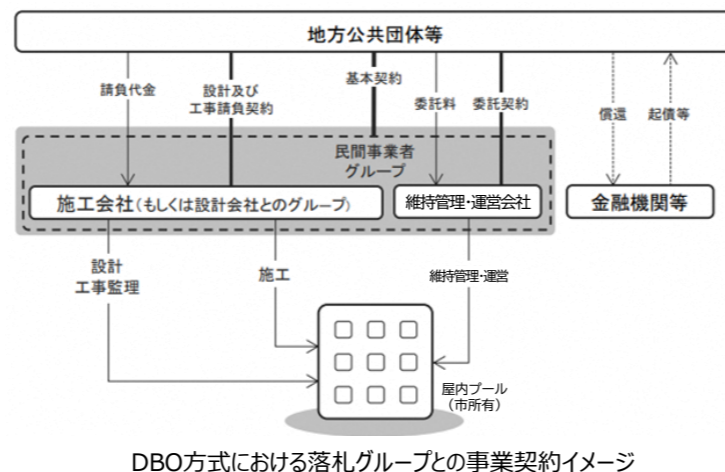
今後の事業推進に向けて（第6章）

（1）事業手法

民間活力の効果が期待でき、財政面でも有利なDBO方式を前提として、引き続き検討を進める。

■DBO方式の概要

- 市の資金調達により、施設の整備、維持管理・運営を一体的事業として民間事業者グループへ発注。
- 民間事業者が、維持管理・運営段階を見据えて、施設を整備することにより、民間ノウハウや創意工夫が活用され、費用対効果の高い施設整備や効率的な維持管理・運営が期待できる。
- 設計・工事に係る契約と維持管理・運営業務委託契約に加え、落札グループと基本契約の締結が必要。



DBO方式における落札グループとの事業契約イメージ

（2）概算事業費等の算出

①施設等整備費

項目	金額(税込)	備考
調査・設計費等	約 3.1億円	調査費、基本・実施設計費、工事監理費 等
屋内プール工事費	約28.7億円	附帯工事費（什器・設備等設置）等 含む
外構・敷地内インフラ整備費等	約 3.6億円	撤去工事費、外構・インフラ整備費、屋外遊戯施設整備費 等
合計	約35.4億円	

②運営・維持管理費等

項目	金額(税込)【単年度】	備考
屋内・屋外プール運営・維持管理費	約1.0億円	人件費、光熱水費、保守点検費 等 ※水泳教室実施に係る費用を含む
学校水泳授業実施費	約0.8億円	人件費、児童・生徒バス送迎費 等
合計	約1.8億円	

③修繕等費

項目	金額(税込)【単年度】	金額(税込)【50年間】	備考
修繕等費	約2,380万円	約11.9億円	保全対象は主要部位部材 保全形式は「予防保全＋事後保全」

- 活用できる可能性の高い事業財源
 - 社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
 - 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業) (充当率：90%、交付税措置：元利償還金の50%)

（3）事業スケジュール

令和8・9年度	屋内プール整備運営に向けた事業者公募・契約
令和9・10年度	基本設計・実施設計
令和10・11年度	工事、屋内プールの供用開始

※屋内プールの供用開始に伴い、既存の市民プール等は廃止。ただし、施設の老朽化や安全性等のため閉鎖している場合に限り、市有地の有効活用等の観点から、屋内プール供用開始前であっても、跡地の利活用方針が定まった市民プール等から順次廃止。